

## 東日本大震災からの復旧・復興事業に関する要望

平成25年5月23日

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 代表理事  
松原明

国会議員の先生方におかれましては、いつもNPO等の活動発展のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

シーズでは、東日本大震災の復旧・復興活動にあたっているNPO等約1000団体にアンケートを実施いたしました。

頂いた回答の中で、とりわけ包括的で重要性が高い事項を以下要望いたします。

ご検討のほど、よろしく願いいたします。

### 要望事項

#### 【1】要援護者に関する情報共有について

要援護者の個人情報やNPO等民間組織への開示・共有を促進するガイドラインの周知、障害となる制度の改善をお願いしたい。

#### 【理由】

1. 現在、各分野のNPO等が被災地の被災者・広域避難者の支援活動を行っているが、個人情報保護法が大きな障害となり、要援護者が把握できず、支援活動に大きな支障を来している。
2. 例えば、以下のような例が挙げられる。
  - ① 仮設住宅や復興を進めている地域で、広域避難者は孤立化という問題を抱えている。高齢者、障がい者、子どもを持つ家庭などは、それぞれ独自の課題を抱えているが、専門性を持つNPO等の支援団体はその課題に対応したくても、自治体等が「個人情報保護」を理由に、要援護者の情報が提供されない。そのため、NPO等が個別訪問してニーズの把握等に努めているが、人員に限界があるため、必要とされる要援護者に支援が届いていない現状がある。今後、避難が長引くと、「孤立死」の防止のような、生活支援のための安否確認や要援護者の把握は緊急に必要なが、それが進められない。
  - ② 仮設住宅だけでは対応できなかったため、民間アパート等を避難先とした要援護者は、周囲との付き合いがなく孤立する世帯が多発している。生活相談員制度を持つ社協でさえも、このような要援護者の情報が得られず、支援ができない状態である。

NPO 等が支援をしたくても、その支援先の情報が得られなければ支援が行き届かない状況になっている。

- ③ 就学前の子供たち及び保護者に対する支援活動を行っている団体では、小学生未満の子どもたち、とりわけ私立の保育園・幼稚園・認可外保育園に通う子供たちの情報が十分把握されていない状況にある。幼稚園と保育園でも行政の縦割りのため情報の把握程度や提供が違っている。これらの子どもたちや親の要援護情報も NPO 等と共有されておらず、効果的な支援ができない状況にある。
  - ④ 国際結婚をした家庭を支援するために、東南アジアの人々とチームを組み、被災地支援を行ったが、自治体が「個人情報」を盾に取り、国際結婚家庭の情報の提供がなされなかったため、被災地に多い国際結婚家庭への支援は困難を極めている。
3. 内閣府が、2006 年に改訂した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、要援護者に関する「関係機関による情報共有方式」を積極的に活用することと、個人情報の公開・提供について、すでに明記されている。今回の自治体の支援活動に当たっては、そのガイドラインが周知されておらず、自治体が NPO 等の支援団体との連携を十分に行えていないことが、問題である。
  4. 復興庁、内閣府、総務省、消費者庁、他関係省庁は、できるだけ早急に、自治体に対して、要援護者の個人情報、NPO 等支援団体に開示する体制を整え、また、制度的障害を除去して、連携して、要援護者を支援できるようにしていただきたい。

## 【2】仮設住宅・施設の弾力的活用について

空き仮設住宅・施設を NPO 等の支援拠点として、弾力的に活用できるよう使用制限の緩和を早急を実現し、周知していただきたい。

### 【理由】

1. NPO 等支援団体が、仮設住宅に住む要援護者の支援を行っていく上で、活動拠点の確保は極めて重要かつ不可欠である。しかし、現状では、仮設住宅の空きがあっても、NPO 等支援団体が活用できるようになっている事例は極めて少ない。
2. 厚生労働省は、平成 23 年 8 月と平成 24 年 1 月に、「応急仮設住宅の空き住戸の活用について」という通知を出していただいている。そこで、「遠方に住む被災者の宿泊」や「地元自治体からの要請や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用を可能とします。」、「ボランティアセンターの活動拠点として利用を検討する」ように通知していただいたところである。
3. しかし、この通知はまだ現場レベルで周知徹底されておらず、要援護者を支援する NPO 等支援団体は、仮設住宅内での活動拠点の確保、集会所や介護支援、子育て支援活動のスペース、不登校の子どもたちの学習スペース、スタッフの宿泊書などといった多様な活動ができない状況である。
4. 復興庁、厚生労働省、国土交通省においては、早急に、空き仮設住宅の NPO 等への利用の促進、利用目的の拡大など、弾力的で、地域ニーズにあった活用ができるよう指導の

徹底・拡充をお願いしたい。

### 【3】 予算措置について

予算措置が、広域避難者を支援している NPO 等への支援事業が殆どない。予算成立後でないと募集が始まらない。人件費が十分計上されていない等、NPO 等の支援活動を推進する内容となっていない点について、早急に改善をお願いしたい。

#### 【理由】

1. 現在の政府の予算は、被災者支援活動を行う上で、使いづらい点や課題が多い。とりわけ以下の点が課題として上がっている。
  - ① 被災3県の NPO 等への支援予算については、復興庁を中心に予算の確保が進んでいるが、まだまだ少ない。また、全国に広がる広域避難者を支援している NPO 等への支援施策や予算は、自治体任せであったり、他の事業の予算を活用して対応している状況である。広域避難者支援に関する独自予算がほとんどない。(例えば、広域避難者の移住・定住化を促進する場合、雇用促進や起業の支援等)
  - ② 交通機関の復旧は徐々に進んでいるが、障がい者・高齢者への配慮に欠けているケースが多く、震災前より不便な状況となっている。(長時間の待ち時間、段差のある車両、スクールバスとの併用など)。買い物や通院のための移送支援のニーズが増え続けているが、そこへの継続的予算がない。
  - ③ 国会運営上理解はできるが、予算の執行(つまり事業の公募)が、予算成立後にならないと行われぬ。公募して、実施に移れるのが8月くらいからになってしまう事例もある。1年を通じての計画的被災者支援活動に支障を来している。
  - ④ 被災者支援活動は、対人サービスの活動が多く、人件費がもっとも必要とされている。しかし、政府の予算では、人件費の枠も少なく、臨時雇用スタッフの費用や実働労働時間しかカウントできない。スタッフの研修や新人教育、雇用の継続による専門性の育成ができない状態である。
  - ⑤ まだ、遠方地からのボランティア活動への参加は続いている状況だが、交通費が障害になってボランティア活動が促進できない。
2. これらの課題への対策として以下の点をぜひ実現いただきたい。
  - ① 被災地で活動する地域の NPO 等(住民主導型)への予算措置を充実することで、住民主導の地域復興を促進する措置を補正予算で実現していただきたい。
  - ② 広域避難者の受け入れ地域での NPO 等による長期的支援を可能にする予算措置(移住・定住化支援、雇用確保、起業支援等)を補正予算で実現し、早期に執行すること。
  - ③ 障がい者や高齢者の移送支援に関して、NPO 等への予算措置を講じるとともに、安価な公共交通機関の提供を実施していただきたい。
  - ④ 一部の省庁や独立行政法人で行われているが、予算の成立を前提として、ただちに公募を実施すること。予算が成立するまでに選定が終わっていれば、成立後、直ち

に実施に移れる。(当然、予算成立が前提であることを明記して公募する)

- ⑤ 国土交通省の委託積算基準にあるように、NPO等の委託費や補助金に、専門的技術者費やスタッフ育成費、企画費用(ノウハウへの費用)、事業に係る管理費部門の費用の計上を認めるよう、早急に全省庁横断のNPO等に対する共通積算基準のガイドラインを作成していただきたい。
- ⑥ 遠方からのボランティアバスの移動に関しては、高速道路の費用を無料化するなど支援措置を講じていただきたい。

#### 【4】NPO等支援施策・情報の復興庁・内閣府におけるワンストップサービス化について

現在、復興庁、内閣府のホームページで、復旧・復興活動に従事しているNPO等が活用できる支援策や予算が掲載されているが、情報が古く、また詳細は各省庁に問い合わせなければならないなど、極めて不便である。復興庁および内閣府において、一元的に支援施策の情報および募集を受け付けられるワンストップサービスの仕組みを構築していただきたい。

#### 【理由】

1. 復興・復旧に係るNPO等の支援策は、各省庁がバラバラに通知・公募している状態で、NPO等も関係自治体も十分把握・理解ができないでいる状態である。今まで挙げたものでも、次のような状態にある。(縦割りのムダが多い)
  - ① 復興庁にもNPO等が使える予算一覧があるが、省庁が内部で予算要望に使った資料をそのまま公表しているだけで、NPO等には活用方法が分からない。また、予算要望時点の情報が掲載されているままである。
  - ② 内閣府には、NPO等への行政支援情報の一覧があるが、昨年で終了した情報まで掲載されていて必要な情報が分からない。
  - ③ 復興庁、内閣官房情報通信技術(IT)担当室、内閣府防災担当、総務省、経済産業省が協力して、「復旧・復興支援制度情報」のホームページがあるが、ほとんど認知されていないし、結局は各省庁に問い合わせなければならないだけである。また、NPO等支援団体に特化した内容ではない。(かつリンク切れが多い)
  - ④ 今まで述べた、内閣府の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や厚生労働省の「応急仮設住宅の空き住戸の活用について」などといった重要な通達は、各省庁のホームページにしか掲載されておらず、一元化されていないので、周知が図れない。
2. 復旧・復興や広域避難者支援に関するニーズは多様化しており、かつ利用者サイドに立った情報提供が求められる。このため、対策として、以下のことを実現していただきたい。
  - ① 復旧・復興に活用できる制度・予算は、復興庁のホームページに集約し、一般のNPO等が活用できる制度・予算は、内閣府のホームページに集約する。ガイドラインや通知も集約する。
  - ② 利用者サイドの情報提供ができるよう、NPO等関係者を情報提供する際にその提供

方法・手段・必要な情報についてアドバイスが受けられるようにする。

③ NPO 等のネットワークと協力して、これらの情報の周知を促進する。

#### 【5】その他の要望

NPO 等が被災者支援や復旧・復興を行っていく上での制度的障害があり、その規制緩和や改善をお願いしたい。

#### 【その他の要望事項】

1. 認定 NPO 法人が、地域の産業復興や資金融資を実施すると認定法に違反したり、貸金業法の免許を取らなければいけない規制がある。公益法人では、融資に関して貸金業法の適用除外となっている。認定 NPO 法人に関しても、起業等への助成や貸金業法の適用を除外するなどして、地域復興にさらに貢献できるようにしていただきたい。
2. 地域の復興計画の策定において、被災者支援 NPO 等が協議できる場を各自治体が設けるように、復興計画策定のガイドラインを改善し、周知していただきたい。また、このようなガイドラインを策定する場に NPO 等が参画できるように中央省庁として、協議の場づくりをお願いしたい。
3. 名勝地における生活・生業の復興が促進されるように、文化財保護法・景観法の管理規定の緩和を要望する。文化財の保護は重要であるが、被災地で名勝指定された地域は、従来から過疎化が進んでおり、高齢化率も 40% を超え、集落自体の存続が危ぶまれている。被災地ではゼロからの街づくりを行う必要があることから、都市計画、建築基準、緑地景観、公共施設、文化的計画が、NPO 等の進める街づくりの障害となっている例がある。地域の事情を考慮して、NPO 等との協議を行い、必要に応じて規制を緩和していただきたい。